

事業系ごみの取り扱いが変わります

平成28年度より事業所から排出される「不燃ごみ」、「びん・かん」、「ペットボトル」は産業廃棄物に位置付けられました。

平成29年3月末日までは、移行期間として従来どおり取り扱いますが、平成29年4月からは産業廃棄物として処理してください。市の施設で処理することはできません。

市の施設で引き取れない主なもの

飲食用
びん、かん、
ペットボトルなど



金属製の
調理器具など



金属製の
家具類・什器類



セトモノ等の
陶磁器類



ガラス類



電化製品等



※従業員のもの等であっても事業所から排出された場合は事業活動から排出されたものと見なされ、市の施設で引き取ることはできません。